

D 4 - 1 6  
F N. D 4 - 1 - 2  
廃棄 H22. 1 (5年(常))  
鹿免管第 307 号  
鹿交企第 18 号  
鹿交指第 11 号  
平成 16 年 2 月 10 日

各部長  
各参事官 殿  
各所属長

本 部 長  
担当 免許登録係 TEL [ ]

自衛隊法施行令等の一部を改正する政令の施行について（通達）  
みだしのことについては、自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 80 号）による改正後の自衛隊法第 115 条の 16 第 3 項の規定に基づき、自衛隊法施行令等の一部を改正する政令（平成 15 年政令第 454 号）が平成 15 年 10 月 8 日に公布され、及び施行されたことに伴い、防衛出動命令又は防衛出動待機命令（以下「防衛出動命令等」という。）を受けた自衛隊員（以下「隊員」という。）が受けていた都道府県公安委員会の運転免許に係る運転免許証の有効期間及びその更新についての特例が定められた。

当該特例を定める規定の趣旨、内容及び留意事項は、下記のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、この通達において、「法」とは道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）を、「隊法施行令」とは自衛隊法施行令等の一部を改正する政令による改正後の自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）をいうものとする。

#### 記

#### 1 防衛出動命令等を受けた隊員の運転免許証の有効期間の特例

##### (1) 趣旨

防衛出動命令等を受けた隊員は、任務遂行のため法的に拘束され、運転免許証（以下「免許証」という。）の更新を受けることができない場合があるが、免許証が失効し、隊員が自動車等を運転することができないときには、自衛隊の任務遂行に支障が生ずるおそれがあることから、このような隊員の免許証については、本来の有効期間の末日が経過した後においても有効なものとなるよう、免許証の有効期間を定めた法第 92 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の特例を設けたものである。

##### (2) 内容

防衛出動命令等を受けた隊員の免許証のうち、更新期間の初日が撤収

命令を受け、又は防衛出動命令等を解除された日（以下「解除日」という。）以前であるものの有効期間は、解除日から起算して2月を経過する日までの期間とすることとした。（隊法施行令第160条第1項）

### （3）留意事項

前記（2）の特例の適用を受ける免許証を有する隊員が、隊員の身分を失ったり、防衛出動命令等を下命されていない部隊に異動するなどの理由により、現に防衛出動命令等を受けていた者はでなくなった場合は、当該現に防衛出動命令等を受けていた者はでなくなった日が解除日と解されることとなる。

## 2 防衛出動命令等を受けた隊員の免許証の有効期間の更新の特例

### （1）趣旨

前記1の特例の適用を受ける免許証の有効期間に係る更新期間の特例を設けるとともに、当該免許証の有効期間の更新を受けようとする者が申請時に防衛出動命令等を受けていた期間を証明する書類を添付し、当該免許証が特例の適用を受けること及び特例の更新期間内の申請であることを証明することとするよう、免許証の有効期間の更新（以下「免許証の更新」という。）の申請について定めた法第101条第1項の規定の特例（読み替規定）を設けたものである。

### （2）内容

隊法施行令第160条第1項の規定の適用を受ける免許証の更新については、解除日を更新期間の初日とするとともに、更新申請書の提出の際、防衛出動命令等を受けていた期間を証明する書類を添付しなければならないこととした。（隊法施行令第160条第2項）

### （3）留意事項

ア　隊法施行令第160条第2項により読み替えた法第101条第1項の規定により免許証の更新を申請した者について、運転者区分の判定のために運転歴をさかのぼる起点となる日は、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第33条の7第1項第1号の規定により、更新前の免許証の有効期間が満了する日（解除日から起算して2月を経過する日）の直前のその者の誕生日前40日前の日とする。

イ　アの更新を申請した者について、更新後の免許証の有効期間の末日は、法第92条の2第1項の規定により、更新前の免許証の有効期間が満了する日（解除日から起算して2月を経過する日）の後のその者の3回目、4回目又は5回目の誕生日から起算して1月を経過する日とする。

## 3 その他

隊法施行令に規定する運転免許証の有効期間等の特例の説明図については、別表のとおりである。

隊法施行令に規定する運転免許証の有効期間等の特例

2ヶ月間

道路交通法第九十二条の一の規定による有効期間  
(本来の有効期間)の末日①

防衛出動命令又は出動待機命令を受けた日

道路交通法第一百一条第一項の規定による更新期間  
(本来の更新期間)の初日①

2ヶ月間

本来の有効期間の末日③

撤収命令を受け又は防衛出動命令等を解除され日  
(特例による更新期間の初日)

2ヶ月間

本来の更新期間の初日③

本来の有効期間の末日②

2ヶ月間

本来の更新期間の初日②

2ヶ月間

道路交通法第九十二条の一の規定による有効期間

拘束される期間  
特例による  
更新期間

(本来の有効期間)の末日①

防衛出動命令又は出動待機命令を受けた日

道路交通法第一百一条第一項の規定による更新期間

(本来の更新期間)の初日①

